

●香川県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設について、その名称及び所在地の変更があったので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。  
平成25年6月7日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	略		医療法人財団大樹会総合病院回生病院	略	
略			略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
医療法人社団林泉会介護老人保健施設グリーンヒル満濃	<u>仲多度郡まんのう町岸上1638—30</u>	略	医療法人社団林泉会介護老人保健施設グリーンヒル満濃	<u>仲多度郡まんのう町岸上字池奥1638—20</u>	略
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホーム香東園	略		社会福祉法人香東園	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		